## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

1									
会社名		積水化学工業	コード	4204					
提出日		2021/9/1	異動(予定)日		2021/8/31				
独立役員届出書の 提出理由 ・独立役員である石倉洋子氏が、期中(2021年8月31日付)で社外取締役を退任 たため、退任の理由は2021年9月1日付で創設されるデジタル庁の役職への放任の ため。									
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

<u> </u>	2. 位立区员 17区员の位立住区内 70平克																	
番号	長 氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)			役員の属性 (※2・3)					異動内容	本人の 同意					
田ウ			独立议员	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	該当なし	共動的台	同意
1	加瀬 豊	社外取締役	0										Δ					有
2	大枝 宏之	社外取締役	0										Δ					有
3	小澤 徹夫	社外監査役	0															有
4	鈴木 和幸	社外監査役	0															有
5	清水 涼子	社外監査役	0															有

3.	独立役員の属性・選任理由の説明								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1	社外取締役の加瀬豊氏が2017年6月まで業務執行を務めておりました双日株 式会社との間に営業上の取引がありますが、	《社外取締役とした理由>加瀬豊氏は、当社の社外の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営観路に関する豊富な経験と実績を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務終行に対する適切の医験を行っています。また、指名・報酬等部間委員会委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。。としの理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役に選任しています。 〈独立役員に指定した理由>同氏は、「4、福足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。							
2	ずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件お	〈社外取締役とした理由> 大林宏之氏は、当社の社外取締役就任後、国内最大手製粉会社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略、海外M&Aの実施などの幅広い経験と手腕を活かし、取締役会において出せの経営への関助をや業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等距離委員会委員として、同委員会において適宜必要な領言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役に選任しています。 〈独立役員上指定した理由> 同氏は、「4、補足説明」に思慮の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。							
3									
4		《社外監査役とした理由〉 齢木和準氏は品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しています。長年にもたりデミング質委員会委員として国内・海外のデミング質受害企業を指導されるなど企業経営に貢献しており、当社の監査を放任以来、取締役会および監査役会において品質管理等の専門的見他から有益な恵見、接色を行っており、監査役会および取締役会の監督機能の向上に貢献いただいていますので、同氏を引き続き社外監査役に選任しています。 〈独立役員に指定した理由〉 同氏は、「4・補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、「4・補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、「根外役員として物立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。							
5		〈社外監査役とした理由〉 濡水涼子氏は設会計士として国内・海外の会計に関する専門的知見と豊富な監査経験を 有しており、当社グルーブがワーベル事業の拡大と持続的な企業を値向上を目指すにあ たり適切な人材であると判断し、同氏を引き続き社外監査化に選任しています。 〈独立役員上指定した理由〉 同氏は、「4、相足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満 たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保 護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。							

## 4. 補足説明